

治療家ひろば に掲載されました！

平成28年1月15日(金)

税理士だけが知っている
節税の仕組み
大公開!

整骨院の先生に絶対に
知っておいて
いただきたい
13項目

整骨院の先生にぜひとも実践していただきたい、税理士だけが知っている節税の仕組みをご紹介します。うまく活用すれば大きなメリットのあるものばかりです。「こんなメリットがあることを初めて知った!」という先生には、今すぐにでも実践していただきたい厳選された13項目です。

一 小規模企業共済のメリット

- 1 掛金の100%を所得から控除できる!
- 2 共済金の受取の際、税務上とても優遇される!

小規模企業共済は経営者の退職金制度です。しかしこの制度は単なる退職金の積立ではなく、掛金の支払い時にも共済金の受取時にも、税制上のメリットを享受することができます。

一 青色申告のメリット

- 3 奥様に出入給与が経費にできる!
- 4 赤字は最長3年間の繰越ができる!
- 5 30万円未満の減価償却資産を一括で経費化できる!
- 6 帳簿を整えれば最大65万円の控除を受けられる!

青色申告は白色申告に比べて大きくメリットがありますが、実は青色申告をしているだけで安心はできません。例えば、奥様やご家族に専従者給与を1円でも出すと配偶者控除や扶養控除を受けられないことはご存知でしょうか?

一 法人化のメリット

- 7 役員社宅として自宅を経費化できる!
- 8 2年間は消費税が免除される!

- 9 生命保険料の大部分を経費化できる!
- 10 大きく利益が出た場合に個人より税率が抑えられる!

法人化することで節税の幅は大きく広がります。法人名義で自宅を買う(借りる)ことや、法人名義で生命保険の契約をすることで数百万円という節税効果を見込めるケースもあります。しかし、いずれも単純に法人名義にするだけでなく効果的な節税効果を生み出すためには一定の要件を満たす必要があります。

また近年、日本の税制は個人増税・法人減税の傾向にあります。税制改正により法人税の実効税率を30%以下にする案も出ています。個人経営されている場合には最高税率55%(所得税・住民税)となりますので、30%以下という税率はとても魅力的です。

一 多店舗展開をお考えの先生に向けて

- 11 スタッフ増員に伴って雇用促進税制は活用されていますか?
 - 12 スタッアの給与アップに伴って所得拡大大促進税制は活用されていますか?
 - 13 設備投資に伴って生産性向上設備投資促進税制は活用されていますか?
- 多店舗展開をする際には新規雇用や設

一 先生に向けて最後に...

13項目の節税メリットをご紹介しますが参考になりましたでしょうか?
私たちが税理士法人SBCパートナーズは税金のプロフェッショナルとして20年以上、関西を中心に整骨院を営まれる数多くの先生のお手伝いをしています。適正な節税はぜひとも実施していただきたいのですが、実はそういった節税ノウハウ以上に、利益を創出して黒字化することが最も大切であるということです。節税だけに限らず整骨院の経営にご不安や悩みがある方は、ぜひとも私たちにお気軽にご相談ください。



税理士法人 SBC パートナーズ
代表社員 税理士 柴田 昇

SBC PARTNERS
〒530-0051
大阪市北区太融寺町3番24号
日本生命梅田第二ビル3階
Tel: 06-6315-1819
Fax: 06-6315-1900
URL: http://www.c-sbc.co.jp

● 最寄イン
● 最寄駅
● SBC
● パー
● 地下鉄
● 東梅田

— SBCの節税・経営ノウハウが
紹介されています —